

(平成22年6月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和23年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月14日から23年7月1日まで

A社の勤務期間中、一時、B社に転籍したことはあるが、私自身は昭和21年9月の入社から26年9月の退職まで継続してA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和22年9月14日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、23年7月1日にB社において被保険者資格を取得している。

しかしながら、A社とB社は、商業登記簿上は別法人であるものの、複数の同僚の証言及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、両事業所は関連事業所であったと認められ、申立人の両事業所間の異動は、同一グループ内の転勤であったと推認できる上、申立人は、申立期間以降の昭和23年9月21日にB社からA社に異動しているが、被保険者記録に空白期間は見られない。

また、申立期間について、A社における厚生年金保険の加入記録がある二人の同僚は、「申立人は、申立期間にA社において勤務していた。」と証言していることから、申立人はA社及びその関連事業所に継続して勤務し（昭和23年7月1日にA社からB社に異動。同年9月21日に同社から再びA社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年8月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 674

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月21日から40年6月21日まで

B社及びその関連会社であるA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚は、「申立人とは、申立期間も含めて一緒に勤務しており、申立人が途中で退職したことも無かった。会社は、一度退職した者を再雇用することはあり得ない。」と証言していることから、申立人が、申立期間において、当該事業所に勤務（B社からA社に異動）していたことが認められる。

また、A社において社会保険事務を担当していた当時の代表取締役の妻である総務部長及び当時の役員に照会したところ、「申立人は、申立期間も含めて継続して勤務しており、会社は、申立期間においても申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる関連資料は無いものの、複数の同僚の証言から、申立期間については、A社における資格取得日を昭和39年1月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40

年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事業主も既に亡くなっているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 3 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 3 月から同年 9 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。

しかし、申立期間①は、20 歳になって国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、A のアルバイト代で納付した記憶があり、申立期間②も、B 社を退職直後に、C 社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続に関する問い合わせをした記憶や、D 市 E 支所及び同市 F 支所で保険料を納付した記憶があるので、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 4 月 11 日に払い出され、申立人が 20 歳となった同年 * 月 * 日にさかのぼって資格取得していることが確認できるが、D 市は、「申立人の場合は、年度が切り替わった昭和 54 年 4 月に 20 歳到達を理由とした国民年金手帳記号番号の払出しが行われているため、申立期間①は過年度となり、D 市としては納付書を発行していなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間①について、「当時の生活から考えると、保険料を数か月分まとめて納付するようなことはなく、一月単位の納付をしていた。」と主張しているが、日本年金機構 G 事務センターは、「申立期間①の過年度保険料の納付書を発行したか否かは不明であるが、仮に発行したとしても、昭和 54 年 5 月以降に 3 か月分をまとめた納付書を発行することになる。」と回答している。

さらに、申立期間②について、申立人は、「B社を退職直後の昭和59年3月31日に雇用保険の求職者給付の手続をH公共職業安定所で行い、同日に国民年金への加入について、C社会保険事務所へ相談に行き、保険料は、D市E支所又は同市F支所の窓口等で納付していた記憶があり、特に同市E支所におられた当時の職員の名前もはっきり覚えている。」と主張しているが、国民年金の加入手続をした具体的な場所についての明確な記憶が無く、保険料納付時に同市E支所に勤務していたとする職員についても、申立期間当時は同市の他支所で勤務していたとするD市の人事記録があることから、申立人の記憶と相違する。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から5年9月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答があった。
しかし、平成4年12月26日にA社を退職後、国民年金保険料の加入についてB市役所へ相談に行き、職員の説明を聞いた上で、免除申請をした記憶や、その後10年ほど経って、送付されてきた納付書で保険料を分割納付した記憶もあるのに、納付記録が無いばかりか、申請免除の記録さえも無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年3月6日に払い出され、申立人がC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した6年9月23日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「平成4年12月26日にA社を退職後、B市役所で申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い、その申請手続から10年程度経過した時期に、自宅へ送付されてきた免除申請期間の納付書で、数回に分割して保険料を納付した。」と主張しているが、オンライン記録には、C社退職後の6年9月と7年5月に免除申請をした記録、並びにこれらの免除申請期間の保険料を、15年1月及び同年10月から16年3月までの期間中に合計5回に分けて納付した記録が確認できるものの、申立期間については免除申請やそれに伴う保険料納付の記録は確認できなかった。

さらに、申立人の申立期間における国民年金への加入、国民年金保険料の免除及び保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から60年3月まで

私は、申立期間当時、学生でAに住んでいたが、私の父はB市でCを営んでおり、20歳になれば誰しも国民年金に加入することが当然であると考えていた。そのような父だから私の保険料も家族の分と一緒に納付してしてくれたものと思っている。父が当時、税務署に提出した確定申告書の社会保険料額には、私の国民年金保険料も含まれていると思うので、調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年、58年及び59年の所得税の確定申告書（控）を所持しており、この社会保険料控除欄に記載されている金額は、父が申立人の分も含めて納付した家族全員の国民年金保険料の総額が記載されていると主張している。

しかし、当該確定申告書（控）二面の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額を見ると、昭和57年及び58年については、当時、国民年金被保険者の資格を有していた申立人の両親及び家業のCを承継した実兄の合計3人分の保険料納付額とおおむね一致する上、59年については、前記の家族3人に加えて、58年9月に実兄と結婚し、59年4月に国民年金被保険者の資格を取得後、保険料の納付を開始した義姉の合計4人分の保険料納付額とおおむね一致することが確認できることから、当該確定申告書（控）に記載された社会保険料の金額には申立期間に係る申立人の国民年金保険料は含まれていないことが推認できる。

また、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して、同

手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがわれないことから、申立期間については国民年金の未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び納付手続に関与しておらず、手続を行ったとする申立人の父からは具体的な説明を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である上、申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年3月までの期間及び6年4月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年3月まで
② 平成6年4月から同年11月まで

申立期間当時は学生で収入が無く、国民年金保険料を納付することが困難であったため、母親が保険料の免除申請を行ってくれたはずである。学生であった期間のうち、申立期間以外は申請免除が認められているが、申立期間は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はA校(予備校)生であったと回答しており、当時、同校は学生に係る保険料免除基準対象校には該当せず(平成17年4月1日から適用対象校となる。)、申立人の母親は、申立人が大学生となった平成4年4月から学生に係る免除申請の手続を行ったものとみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年11月に払い出されていることから、この時点においては、申立期間①のうち、一部の期間の国民年金保険料については、さかのぼって免除を受けることはできず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、オンライン記録から、平成7年1月31日に免除申請が行われていることが確認でき、当時、申立人はB市に居住していたことから、「C地震による被災者に係る国民年金保険料免除事務の特例的な取扱いについて(通知)」(平成*年*月*日付け、社会保険庁運営部企画・年金管理課長、年金指導課長通知)により、申立期間後の6年12月から免除の適用を受け、申立期間に係る免除申請は行っていなかったものとするのが自然であ

る。

このほか、申立期間について、免除申請の手続を行ったとする申立人の母親は、「必要に応じて免除申請を行った。」と証言しているが、具体的な手続の時期、回数等についての記憶は曖昧である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、申立期間には、A市Bの実家において、家業を手伝っていた。国民年金の制度ができた1回目から保険料を自分で納付しており、当時は、地区の組長が毎月集金に来ていた。毎月納付していたのに申立期間の納付記録が無いので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和35年11月11日に払い出されているが、オンライン記録では、同年10月1日に被保険者資格が取得された後、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年11月11日にいったん資格が喪失され、37年10月25日に再び資格が取得されており、これはA市が作成した国民年金被保険者名簿の記録とも一致することから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記の名簿における申立期間の納付の記録欄には、斜線が引かれていることが確認できる。

さらに、申立期間は、厚生年金保険の加入期間であり、脱退手当金が支給されていることが確認できることから、国民年金には加入できない期間であり、仮に申立期間の保険料が納付されていたとすると、過誤納による還付処理が行われているはずであるが、その形跡も認められない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和52年4月に会社を退社した後、1年間、職業訓練校に通っていた。この期間の国民年金保険料については、地元の自治会組織を通じて私が納付していた。私が不在の時は、母か妻が保険料を納付していた。母も妻も保険料が納付されているのに、私の保険料だけが納付されていないということには納得できない。申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年4月から再び同被保険者資格を取得する前月の53年3月までの期間であるが、同期間に係る国民年金の加入手続等についての申立人の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、国民健康保険に加入したので、国民年金にも加入したと思うと主張しているが、A市は、「申立人の国民健康保険の加入記録は、昭和56年3月1日からである。」と回答している。

さらに、特殊台帳によると、昭和49年3月に国民年金の資格喪失をした後、56年3月1日に国民年金に再加入するまで、国民年金については未加入期間であることが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも申立期間に係る再加入の記録は無く、申立人に他の年金手帳を所持していた記憶も無い上、申立期間当時に、他の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 9 月 1 日まで
A社に入社以来、基本給が下がったことは一度も無い。また、残業はほとんど無く、月々の手当が大きく変動することも無かった。
それにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が 19 万円から 17 万円に下がっていることは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「入社以来、給与が上がることはあっても、下がったことは一度も無かったので、申立期間の標準報酬月額の記録が、減額されることは考えられない。」と供述しており、A社の当時の事務担当者も、「当時の資料は保存していないが、役員以外は途中で給与を下げた者はいない。」と証言している。

これに対し、オンライン記録によると、同担当者の証言どおり、同社では、月額変更届(固定給の変動月以後、引き続く 3 か月間の報酬総額の平均月額が、現在の標準報酬月額に比べ 2 等級以上の差が生じた際に標準報酬月額を改定するために事業主から行われる届)により、標準報酬月額が引き下げられた者はいないことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、定時決定(申立期間当時は、毎年 8 月 1 日現在で使用される事業所において、同日前 3 か月間(5 月、6 月及び 7 月、いずれも支払基礎日数 20 日以上)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬を決定し、これを 10 月から翌年 9 月までの各月の標準報酬とする制度)においては、役員以外の元同僚について、標準報酬月額が引き下げられている者が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成元年 10 月 1 日付けの定時決定により、19 万円から 17 万円に、2 年 9 月 1 日付けの月額変更届により、17 万円から 19 万円に改定されていることが確認でき、当該事

務処理等に不自然さはない。

さらに、申立人は、「申立期間中の平成2年5月に、B資格を取得したことにより、職務手当が増額した。」と供述しているところ、同年6月から同年8月までの3か月間の報酬総額の平均月額が上がったことにより、上記のとおり、同年9月1日付けで申立期間後の標準報酬月額の変更が行われていることが確認できる。

なお、申立人は、「残業はほとんど無かった。」と供述しているものの、申立期間において被保険者記録が確認できる元同僚の一人は、「当時、残業は週2、3回くらいあった。ねんきん特別便が来たが、私の記録にはおかしなところは無い。」と証言している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで

昭和 43 年 5 月ごろ、新聞の求人広告に初任給 1 万 9,000 円とあり、勤めていた事業所は初任給 1 万 6,000 円だったので、初任給の高い A 社に転職した。入社時から 1 年は庶務で給与計算を担当しており、当時の私の給与は、基本給 1 万 9,000 円に交通費を加えると 2 万 2,000 円から 2 万 2,500 円だった。同年 10 月から 44 年 3 月までの標準報酬月額が 1 万 2,000 円ということはありませんので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、A 社において昭和 43 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得しており、標準報酬月額については、同年 7 月 1 日の資格取得時において 2 万円、同年 10 月 1 日の定時決定において 1 万 2,000 円、44 年 4 月 1 日の随時改定において 2 万 8,000 円と記録されていることが確認できるところ、当該事務処理に不自然さはいかたがえ、申立人の標準報酬月額にさかのぼった訂正処理の形跡は無い。

また、申立人は、「入社時から給与計算及び社会保険の手続を私が担当しており、私が社会保険の届出をしていたのに、私の標準報酬月額が下がることは考えられない。」と主張しているが、事業主は、「当時の賃金台帳等が無く、当時の状況が分かる社員もいないことから、会社としては、申立人に係る当時の状況を確認することはできない。」と回答しており、申立期間当時の保険料控除等について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで
A社在職中に、B社から要請があったので、A社を退職してB社に移った。
1年ばかりの期間であるが、厚生年金保険の被保険者期間が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言等から判断して、時期は特定できないが、申立人がB社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の人事担当者は、「社内の情報では、申立人が在籍していたとの証言があったが、当時の資料が残っていないため、その期間等は不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を昭和 62 年 5 月 31 日に離職し、申立期間中の同年 6 月 4 日に求職の申込みを行い、同年 6 月 11 日から同年 12 月 9 日までの期間及び 63 年 3 月 14 日から同年 5 月 26 日までの期間の合計 240 日分の基本手当を受給し、同年 8 月 1 日に再びA社において被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

さらに、申立人は、「申立期間に所持していた健康保険証は、前職のA社から受けたものである。雇用保険の基本手当についても、受給したかもしれない。」と供述しており、申立人のB社における厚生年金保険の適用に係る記憶は明確でない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 1 日から同年 11 月 21 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

しかし、昭和 41 年 3 月に入社してから平成元年 3 月末に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたと主張しているが、当時の複数の同僚は、「申立人は、独立、起業した同僚と共にA社を退職したが、短期間で同社に復職した。」と証言している。

また、独立のためA社を退職したとされる同僚の厚生年金保険の資格喪失日は、申立人と同日の昭和 43 年 9 月 1 日となっており、その同僚は、「申立人は退職した後に復職したが、自分は復職しなかった。自分の年金記録に間違いは無い。」と証言している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人の雇用保険の記録は、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。